

被災住宅の

耐震化

を支援します

補助額
最大 ※

120
万円

※建替えまたは
耐震改修工事費の4/5

補助対象者



り災証明で「準半壊以上」の判定を受けた
戸建木造住宅（2階建て以下・在来軸組工法）に
お住まいの方

- 耐震診断の結果、耐震性が不十分の場合、補助の対象となります。
※昭和56年5月以前に着工した住宅を建て替える場合は、簡易な耐震診断が可能ですので、市町村の窓口までご相談ください。
- 県の耐震診断支援事業を利用できます。

- ・費用 自己負担額 2,000円～6,000円（県が約9割負担）
- ・申込先 富山県建築士事務所協会 TEL.076-442-1135
（受付時間：平日9:00～17:00）

補助対象となる工事

① 現地での建替え工事

- ※ 建替えた後の住宅は省エネ基準を満たすこと、基礎補強を行うことが必要です。
- ※ 既存住宅の解体前に市町村窓口にご相談ください。

② 耐震改修工事

※ 次のいずれかの工事

- ①全体改修（lw値1.0）、②1階のみ部分改修（lw値1.0）、
③1階主要居室のみ部分改修（lw値1.5）、④全体を簡易改修（lw値0.7）



災害救助法の応急修理補助金の対象を除く工事

例) 応急修理補助金で「台所」の修理費の補助を受けた場合、
「台所」部分の耐震改修工事費は、補助対象外となります。

お申込み・問合せ先

お住まいの住宅のある市町村の窓口

富山市 076-443-2112	高岡市 0766-20-1429	射水市 0766-51-6683
氷見市 0766-74-8079	滑川市 076-475-1453	黒部市 0765-54-2647
砺波市 0763-33-1447	小矢部市 0766-53-5845	南砺市 0763-23-2037
舟橋村 076-464-1121	上市町 076-472-1111	立山町 076-462-9976
朝日町 0765-83-1100		

R6.6

担当

富山県土木部建築住宅課 建築指導係

TEL 076-444-3356

MAIL akenchikujutaku01@pref.toyama.lg.jp